

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

第1条中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「敷地」の右に「（保存活用計画において、当該対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地。第1号を除き、以下同じ。）」を加え、同項第1号中「状況」の右に「（次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる状況）」を加え、同号に次のように加える。

ア 対象建築物が既に解体されている場合 当該提案の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況

イ 保存活用計画において、対象建築物を他の敷地に新築することとする場合（アの場合を除く。） 当該提案の日現在の当該敷地及び対象建築物の状況

別表第1(1)の項中「縮尺」を「敷地の位置，縮尺」に改め、同表(3)の項中「各階床伏図」を「基礎伏図」に、「屋根ふき材の種別，柱の有効細長比及び」を「縮尺並びに」各階床伏図」に、「に使用される部材」を「，屋根ふき材，内装材，外装材，帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔，装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改め、同様式注3を同注4とし、同注2の次に次のように加える。

3 「敷地」とは、保存活用計画において、対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地をいいます。

第2号様式注3中「移転」の右に「（他の敷地に新築する場合を含む。）」を加え、同注中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 「敷地」とは、保存活用計画において、対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地をいいます。

第3号様式注3中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改め、同注中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 「敷地」とは、保存活用計画において、対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地をいいます。

第4号様式注以外の部分中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改め、同様式注2を同注3とし、同注1の次に次のように加える。

2 「敷地」とは、変更後の保存活用計画において、対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地をいいます。

第5号様式注以外の部分中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改め、同様式注4を同注5とし、同注3の次に次のように加える。

4 移転には、他の敷地に新築する場合を含みます。

第6号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式注以外の部分、第9号様式注以外の部分、第10号様式注以外の部分、第11号様式注以外の部分、第12号様式注以外の部分、第13号様式注以外の部分、第14号様式注以外の部分、第15号様式注以外の部分及び第16号様式注以外の部分中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改める。

第17号様式注以外の部分及び第18号様式注以外の部分中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例施行規則」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則」に改める。

第19号様式備考以外の部分及び第20号様式中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)